

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者及び住所

住 所 福岡県八女市山内 1060 番地 3
商号又は名称 福岡県八女森林組合

2 指名停止の期間

令和 6 年 3 月 4 日から令和 6 年 4 月 3 日まで (1 箇月間)

1. 指名停止事由

福岡県八女森林組合は、筑後農林事務所が発注した「令和 5 年度保育事業枝落とし、本数調整伐契約」において、令和 5 年 1 2 月 1 6 日 (土) に作業員が、立木の伐採作業中、かかり木となった伐採木を処理するため、かかった状態のまま元玉切りを行い退避したところ、退避場所へ滑り落ちてきたかかり木に驚き、崖地から滑落し、複数箇所を骨折するなどの重傷事故を起こした。

この事実は、広川町指名停止等措置要綱第 3 条別表その 1 第 7 号に該当する。

【広川町指名停止等措置要綱 (指名停止)】

第 3 条 町長は、業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止をするものとする。

別表その 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1～6 略	略
(工事関係者事故) 7 一般業務に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 2 箇月以内

問い合わせ先

広川町役場税務会計課会計係
福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1
電話 0943-32-1951